

法人税

解体・撤去・廃棄を伴わない除却損

Q：現在使用していない設備がありますが、解体・撤去費用が高くつくので、そのまま置いています。解体・撤去をするまでは除却損を計上できないのでしょうか？

A：『有姿除却』すれば除却損を計上できます。

(1) 有姿除却とは

固定資産は、その使用を廃止して今後通常の方法で使用する可能性がなくなった場合でも、解体撤去、破砕、廃棄等に多額の費用を要するか将来ごく僅かだが再使用の可能性があるとかの理由で当分の間解体撤去等をせず、現状有姿のまま保有していることがあります。このような場合、当該資産が固定資産としての命数又は使用価値を失ったことが客観的に立証されるならば、現状有姿のまま、その資産の帳簿価額から処分見込価額を控除した金額を除却損失として損金の額に算入することが次に掲げるような固定資産に認められており、これを「有姿除却」と呼んでいます（基通7-7-2）

その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
特定の製品の生産のために専用されている金型
等で、当該製品の生産中止により将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

(2) 税務署対策

税務署に否認されないためには、上記の、又はの要件を満たすような客観的な書類等を事前に準備しておくことが必要です。

(具体例)

- ・ 社内稟議書、議事録、生産計画書等によって今後、使用する可能性のないことを明らかにする資料。
- ・ 保護シートを被せる、ある程度だけ解体しておくなどして、現在、使用していない

いことを明らかにしておく。

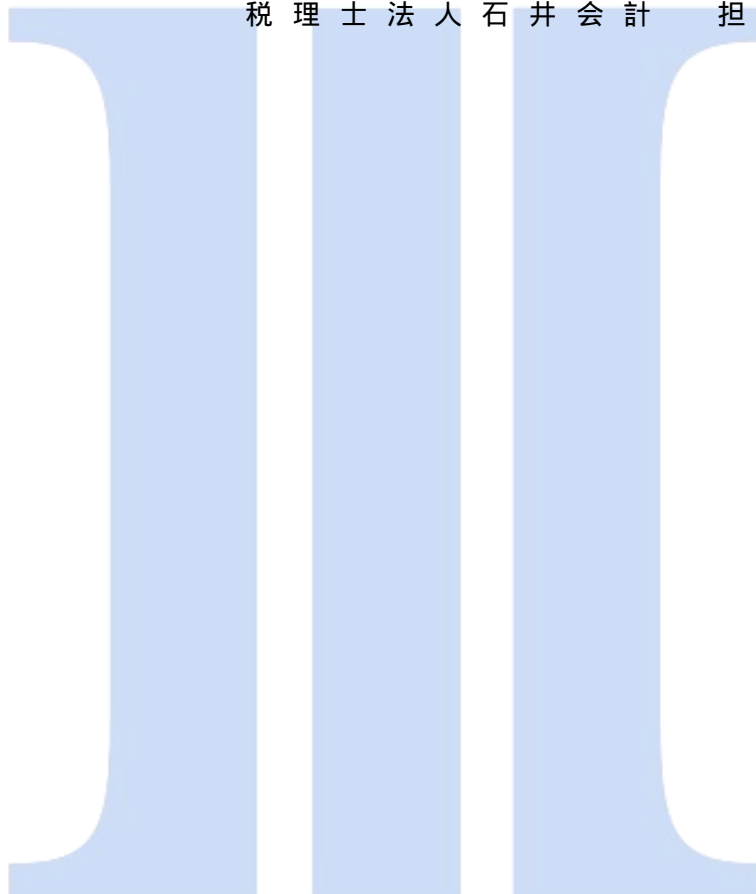
- ・電源コードを切断、機械等の一部分だけ破壊するなどして再使用が困難な状態にしておく。
- 上記の証明資料として写真等を添付しておれば、なお安全です。

(3) 注意点

有姿除却の取扱いは、固定資産としての命数、使用価値の尽きた資産に適用されず。中古資産として転売する予定の資産は、転売先で引き続き固定資産として使用されるものですから、転売に伴う損失が見込まれる場合でも、有姿除却に準ずる処理をすることはできません。

平成 22 年 2 月

税理士法人石井会計 担当 吉田



I S H I I